

発明提案書記載例

I 発明の名称 発明届と同じ名称

II 発明者 提案書を記載されただけもよい。

- ① 所属 ○○大学・○○学部
- ② 職 助手、助教授、講師、教授等
- ③ 氏名

III 発明の説明

① 発明の属する分野

発明の課題や効果に関する事項ではなく、発明がどの技術分野に属しているものであるかを記載する。

技術分野・・・化学、機械、電気、容器業界、化粧品業界の漠然とした区分ではなく、特許の国際分類に則り、発明の名称とも関連付けて記載する。

「国際特許分類」は発明に関する全技術分野を段階的にセクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループへと細分化している。

② 従来技術（先行技術）

従来技術が何であったか主張を記載する。発明をするに至る前の直近の先行技術の構造や作用、効果等を記載する。

③ 従来技術の問題点、改善が望まれていた点

②に記載した技術の問題点や改善が必要だったことを記載する。

発明思想が何であるか記載する。

④ 発明が解決しようとする課題と手段

②の項で挙げた先行技術の課題を列挙し、本発明の解決すべき技術的課題を記載する。

従来技術に比べどのようなメリットなど

⑥ 発明の実施例（実験例）

④に記載した技術的手段をさらに具体化に記載する。実施例も記載

[物の発明の実施の形態の場合]・・・構成、作用、産業上の利用可能性

構成・・・物の構成、物質名、物質の構造式、物性など記載

作用・・・実施品の製造方法、実施品の使用方法（動作例）、物性の測定方法・装置

産業上の利用可能性・・・用途等

[方法の発明の実施の形態の場合]・・・方法の手順、方法を実施する装置

[物を生産する方法の実施の形態の場合]・・・生産物の特定、原材料、生産工程

生産物の特定・・・構成、物質名、構造式等

⑦ 発明の効果（実用化されたときの効果）

発明の効果は、「進歩性」が存在することを間接的に裏付ける根拠となります。

特許法において、進歩性とは、発明が、先行技術に基づいてその技術分野の専門家が容易に成し遂げることができたものではないことをいう。

産業上利用の可能性どのような製品、装置、方法に利用できるか

IV 特許請求の範囲

【図面の簡単な説明】

V 発明を囲む情報

① 技術発表の状況

発表予定あれば、特許出願の方がよい

② 共同研究の状況

③ 先行技術調査の状況

・文献・学会調査： **どこの調査をされたかを記載する。**

VI 実用化に関する情報 **予定されている開発企業等を記載する。**

① 発明を実施する可能性の有る業界・分野・市場規模

② 発明の実施を検討できる企業